

第8回 総務産業建設常任委員会

日 時 令和6年12月16日(月)午前9時30分
場 所 下呂市役所下呂庁舎3-1会議室

1. 委員長あいさつ

2. 市長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 付託案件

(1) 議第106号 字の区域の変更について・・・・・・・・・・【農 林 部】

(2) 議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・【総 務 部】

(3) 議第108号 下呂市宿泊税条例について・・・・・・・・・・資料P2【総 務 部】

(4) 議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について・・・【建 設 部】

(5) 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P6【観光商工部】

(6) 議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料P7【観光商工部】

宿泊税の導入について

Ⅰ. 宿泊税の概要

(Ⅰ) 宿泊税の必要性及び使途

① 必要性

下呂市は「下呂温泉」をはじめ、自然や歴史・文化などの多様な観光資源を有する国内有数の観光地であり、本市の基幹産業である観光産業は市の経済に大きな影響を与えています。

観光地としての魅力をさらに高め、持続可能な観光まちづくりを進めるためには、誘客はもとより市内全体における魅力の底上げや、観光客の周遊性の向上などによる宿泊施設の収容能力が最大限に発揮される取り組みが必要です。

こうした背景から、観光施策を展開するための財源確保の必要性が増す一方で、人口減少や少子高齢化に伴い、財政の硬直化や政策立案の自由度が失われる懸念が生じています。

また、本市は観光立市であるがゆえに、観光客の安心・安全をはじめとした公共インフラの整備をはじめ、市内に点在する二次交通など、公共交通網の維持・整備が必要であり、今後の財政運営は厳しさを増すことが想定されます。

宿泊サービス業は、滞在時間の長さから市内での消費増加につながる可能性が高く、安定した宿泊客数の維持、増加につながる施策は、産業振興、雇用、税収の誘発面からも、最も効率的であると考えられます。

受入環境の整備・充実、観光資源の魅力の増進、国内外への魅力発信、サービス向上、消費拡大につながる施策の推進の必要性や、施策に対する受益と負担の関係、本市の将来の財政状況や持続的な観光まちづくりの必要性などを総合的に勘案した結果、観光振興目的財源の確保が必要であり、宿泊施設への宿泊行為に課する宿泊税を創設しようとするものです。

②宿泊税を導入することで入湯税の使途の見直しと合わせて新たに取り組める事業（拡充含む）

以下の4つの事業と賦課徴収に要する市の経費や特別徴収義務者である宿泊施設の支援に活用します。

事業	内容
地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興	コンパクトシティを目指すための駅を中心としたまち並み整備に向けた基金の創設など
受入環境の整備・充実	二次交通などの回遊性の促進、誘導板、案内板、多言語看板の充実、キャッシュレス対応、駐車場整備など
観光資源の魅力の増進	宿泊施設の高付加価値化、老朽化改修補助金の創設、イベント開催経費の拡充、地域の自然や文化の保護、エコツーリズムの推進など
宿泊客の増加に資する事業	誘致宣伝、インバウンド誘致、平日宿泊促進など
宿泊税徴収事務経費	人件費、事務費、特別徴収義務者（宿泊施設）報奨金など

(2) 宿泊税の課税要件について

宿泊税の課税要件については別紙のとおりとする。

2. 今後の予定

令和6年 10月 宿泊事業者への説明

議会への説明、協議

12月 関係例規の整備

令和7年 1月 ~総務大臣協議

宿泊事業者等への徴収事務説明会の開催

市内外への制度の周知等

10月 宿泊税の導入

宿泊税の課税要件について

1 納税義務者

【方針】 宿泊施設における宿泊に対し宿泊者に課する

- 宿泊施設：旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅
- 旅館業：旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く）
- 住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）

2 徴収方法

【方針】 宿泊事業者(特別徴収義務者)による特別徴収とする

3 税額

【方針】 1人1泊の宿泊料金(素泊り料金)に応じた以下の税額で検討しています

1人あたりの宿泊料金 (料理料金等除く素泊り料金)	宿泊税額
4,999円まで(5,000円未満)	100円
5,000円以上	200円

課税の着眼点
・観光目的外の低料金価格帯や宿泊事業者からの聞き取り結果を尊重し宿泊料金（素泊り料金）が4,999円までは100円、5,000円以上を一律200円とする。

※税額について

宿泊料金（素泊り料金）に応じ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金（素泊り料金）の1～3%程度の額を目安に2段階の税額を設定

【参考】 宿泊料金について

1) 宿泊料金に含まれるもの

素泊まりの料金、素泊まりの料金に含まれるサービス料

2) 宿泊料金に含まれないもの

消費税等の額に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税など）、宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、電話、駐車場、会議室などの利用にかかる料金）

4 課税免除

【方針】 以下に掲げる者に対して宿泊税を課さない

- 年齢 12 歳未満の者
- 学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している児童、生徒又は学生、引率者

※特別徴収義務者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とする

5 制度の検証

【方針】 条例施行後3年、その後5年ごとに制度の検証を行う

- ※導入後の社会、経済情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行う必要がある
- ※導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者への影響を検証するため3年とする

6 特別徴収義務者(宿泊施設)支援

【方針】①特別徴収事務交付金を新設する

- ・宿泊税導入後 3 年間は特別徴収義務者に対し、納期内納入額の3%を交付
それ以降は特別徴収義務者に対し、納期内納入額の 2.5%を交付

②宿泊税システム整備費補助金を新設する

- ・宿泊税徴収に必要な機器等の改修、更新等の費用を助成

③宿泊施設の高付加価値化、老朽化改修補助金の創設

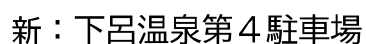
- ・宿泊施設のおもてなしや利便性の向上等を目的として行う改修工事等に要する経費の一部を補助

※宿泊税導入に伴う徴収準備及び徴収事務に係る負担の軽減と円滑な徴収を図る

※特別徴収事務交付金についてはすでに導入している自治体は2.5%に時限的措置として0.5%を加算する方式を導入している事例が多い

担当課 観光商工部 観光課

下呂温泉
公共駐車場MAP



中小企業の皆さんが誇りを持って事業活動に取り組むことができるよう、
下呂市では、「**中小企業・小規模企業振興基本条例**」
の制定を目指します。



中小企業の発展

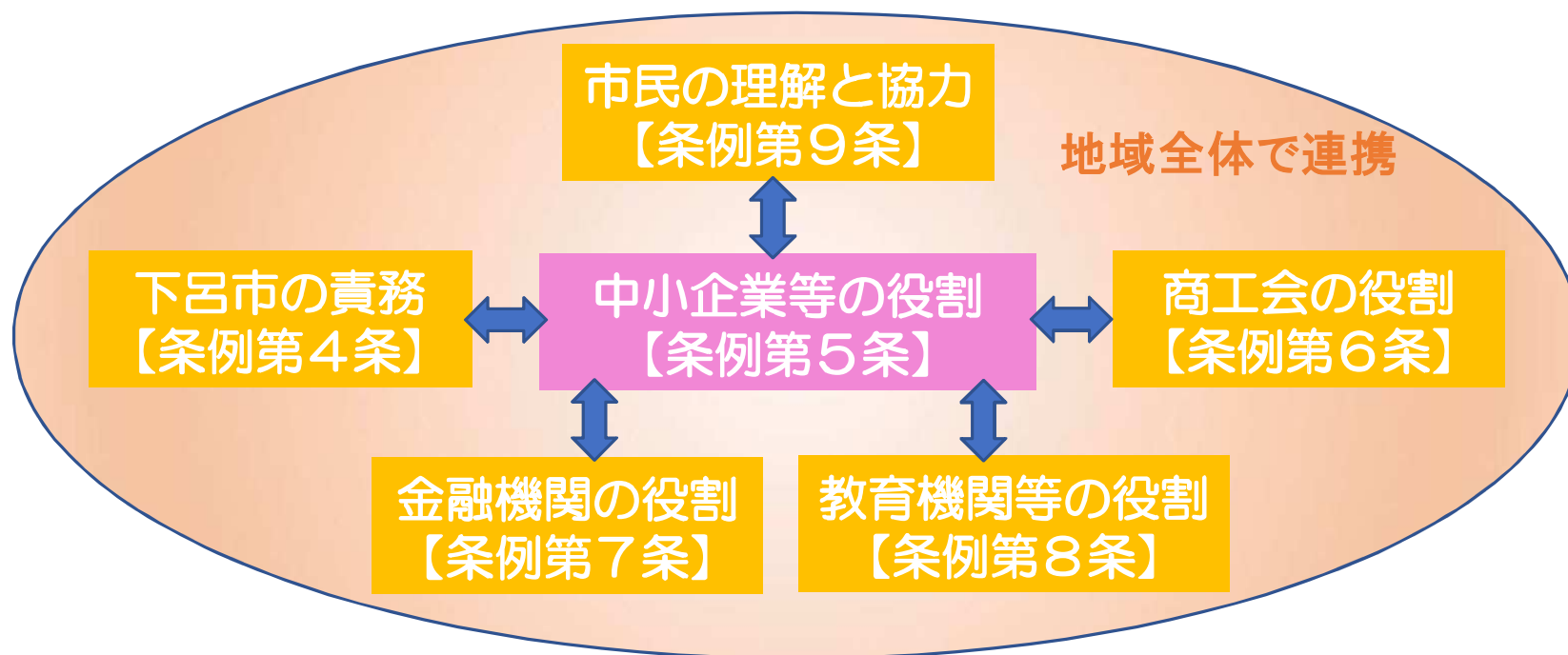


活力ある
豊かな下呂市の
実現

頑張る中小企業の皆さんを応援します

条例の構成

条例の目的と基本理念 【条例第1条、第3条】



基本理念に基づく施策の基本方針と振興計画の策定 【条例第10条、第11条】

中小企業等の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置 【条例第12条】